

☆病弱・身体虚弱のある子どもの教育の教育における
合理的配慮の観点及び一例



病弱・身体虚弱のある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、病弱・身体虚弱のある子どもの教育に
おける合理的配慮の観点*¹として整理さて、その一例が示されま
した。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

*服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。

- 例) 服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解
- 指示された服薬量の徹底
- 眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応
- 必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等

①-1-2 学習内容の変更・調整

*病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管
理指導表に基づいた変更・調整を行う。

- 例) 習熟度に応じた教材の準備
- 実技を実施可能なものに変更
- 入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整
- アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

*病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な
体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。

- 例) 友達との手紙やメールの交換
- テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション
- インターネット等を活用した疑似体験 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

*入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保する。そ
の際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等
の体験不足を補うことができるように指導する。

- 例) 視聴覚教材等の活用
- ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導
- テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

*入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。

- 例) 治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導
- アレルギーの原因となる物質の除去や症状に応じた適切な運動等について医
療機関との連携した指導 等

①
教育内容・方法

* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導體制の整備

* 学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。

- 例) 主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援
- 日々の体調把握のための保護者との連携
- 緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築
- 医療的ケアが必要な場合には、看護師等、医療関係者との連携を図る。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

* 病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子ども、教職員、保護者の理解啓発に努める。

- 例) ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその症状を維持・改善するために必要な支援に関する理解
- 心身症や精神疾患等の特性についての理解
- 心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等

②-3 災害時等の支援体制の整備

* 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する。

- 例) 病院へ搬送した場合の対応方法 救急隊員等への事前の連絡
- 急いで避難することが困難な子ども（心臓病等）が逃げ遅れないための支援

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

* 心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や子どもが自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応出来る施設・設備を整備する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

* 病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。

- 例) 色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム
- 相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設
- 落ち着けないときや精神状態が不安定なときの子どもが落ち着ける空間の確保

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 例) 災害等発生時については病気のため迅速に避難できない子どもの避難経路を確保
- 災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス*2を大切にして、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。